
平成29年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成29年6月7日(水)

1. 議事日程第2号

平成29年6月7日(水) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第56号から議案第59号、報告第1号)

第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第56号から議案第59号、請願第1号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第56号から議案第59号、報告第1号)

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第56号から議案第59号、報告第1号)

出席議員(14名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10番	秦 時 雄
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	河 野 博 文

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六

議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	教 育 長	秋 吉 徹 成
総 務 課 長	麻 生 太 一	総務課法制室長 兼 参 事	渡 邊 克 之
まちづくり 推 進 課 長	中 島 圭 史	まちづくり推進課 総 合 戦 略 室 長	衛 藤 正
環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄	税 務 課 長	石 井 信 彦
福祉保健課長	本 松 豊 美	住 民 課 長	衛 藤 善 生
建設水道課長	梅 木 良 政	建 設 水 道 課 水 道 室 長	穴 井 智 志
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 林 民 也	農 林 業 振 興 課 参 事	湯 浅 詩 朗
商工観光振興 課 長	秋 好 英 信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳
人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一	教 育 総 務 課 長 兼 新 中 学 校 開 校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	瀧 石 裕 一
わらべの館館長 兼 久 留 島 武 彦 記 念 館 事 務 局 長	吉 野 弥也子	監 査 委 員	河 野 好 美
総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男		

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう協力お願いいたします。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告します。

執行部につきましては、小幡岳久副町長が公務のため欠席の届け出が提出されています。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

(議案第56号から議案第59号、報告第1号)

○議長(河野博文君) 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出してください。

議案集1ページ、参考資料集は1ページです。

議案第56号、玖珠町企業立地促進条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番小幡幸範君。

○4番(小幡幸範君) 4番小幡です。

全員協議会にて説明がありましたが、議場にて確認も込めて質疑いたします。

現行の玖珠町企業立地促進条例による助成制度とは別に、玖珠工業団地に特化した新たな助成制度(要綱を)創設する考えのもと今回の条例改正が上程されていますが、要綱ではなく条例新設が妥当と考えるのですが、なぜ要綱で定めることになったのかを伺います。

○議長(河野博文君) 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長(秋好英信君) おはようございます。

全員協議会の場で御説明申し上げましたが、改めて概略を説明させていただきます。

今回、一部改正に伴います要綱の定めにつきましては、地方自治法第14条第2項に、普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないということで、条例を定める場合の規定がございます。

現在、玖珠町企業立地促進条例につきましては、必ずしも条例の制定をする必要がないということではございますが、うちとしましては、玖珠町全域で企業を誘致したいということから、28年度に条例を制定しております。これは県下の中でも条例の場合と助成金要綱の場合と、さまざまに対応が異なっております。本町におきましては、条例を制定いたしております。

そこで、今度、一部改正に伴います工業団地に特化した内容につきましては、全体を条例で覆いながら、工業団地につきましては、一部手厚く加算をするという意味で要綱を設置したいというふうに考えております。ただし、既にある条例との二重交付にならないように、上限を定めて要綱を制定したいと。それに伴いまして、今ある条例を少し改正したいということでございます。

それから、もう一点は、時限的な要素が含まれております。工業団地を将来的に全て企業さんに購入していただいた場合には、ある程度の目的が達成するということになりますので、その際には、現在ございます企業立地助成金の中で運用をしていくということになりますので、今回は、企業さんが全て来るまでの時限的な意味合いを含んだ内容となっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

議案集2ページです。

議案第57号、権利の放棄について（有限会社ウエストファームに係る債権）質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 6番中川です。お聞きします。

議案第57号で、議案の上程のまず仕方ではありますが、貸し付け金額4,000万、平成24年7月21日から支払い済みまで年14.6%の割合で遅延損害金を支払うように催告書を送付したというふうに書かれております。この金額はまず幾らになるのか、なぜ放棄する遅延金を含めた金額を記載、または資料等を示さないのかを質疑いたします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 遅延損害金につきましては、日割りで計算をされておりまして、おくれた日数分の利息がかかることとなっております。きょう現在で計算いたしますと2,852万8,000円となります。1日当たり1万6,000円が加算されていくこととなりますので、確定額の記載ができない状況になっています。

したがって、放棄する権利の内容を貸し付けた4,000万円及びこれに対する遅延損害金債権と内容で、権利の放棄の御承認をいただきたいという提案でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 貸付金4,000万円、平成24年7月21日から5年間、きょうまでであります、2,852万8,000円。合わせて6,852万8,000円というふうになるわけであります。この債務を町が権利の放棄をするということではありますが、議案には連帯保証人2名が記載されております。この方々は、法的に支払いができないということなのかを質疑いたします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 連帯保証人のお二人についてでございますが、現段階におきましては、法的に支払いができないということではございません。

以上です。

○議長（河野博文君） 6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 最後の質問であります、この案件は常任委員会に付託されると思いますが、

法的な判断ではないということでもあります。そこで町長にお聞きしたいんですが、町長は法的手段をとらずに権利の放棄をするということは、町民に対して公平性が保たれていると考えての判断でしょうかを質疑します。

○議長（河野博文君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 議員の御質疑にお答えさせていただきます。

玖珠町といたしましては、任意の調査を行いました。

その中、返済能力が非常に厳しいんじゃないかというふうに認識しております。また、支払い督促などを出す場合、裁判となります。裁判になれば、裁判費用とか弁護士費用等の予算措置が必要となり、その費用以上の回収は、我々が返済能力を調べたところ、現状では見込めないと判断しております。

その上に、この件に関する事務手続は、裁判に係る多くの時間の問題とか労力などを非常に費やすこととなります。そういう点を鑑みまして、これまでの経過と現状報告を踏まえ、本議会での承認により権利を放棄することが今後の費用負担などを少なくして、町民の皆様に迷惑をかけないための手続であり、このことにより法的な意味での公平性は保たれていると思っております。

なお、ちょっとつけ加えさせていただきたいんですけれども、今回提案の債権放棄の案件は、小松台の公社の解散、清算に伴う残余財産で、当時、国庫に返納するか町に受け入れるか相当議論がなされた。その中において、その上で畜産振興のためのみ受け入れる目的基金であるということ、畜産振興のための目的ということもちょっと一応つけ加えて御報告させていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（河野博文君） ほかにございませんか。

3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 3番大野です。

説明書の中に、設立目的、運営及び廃業に至った経緯から、上記権利を放棄することが相当であるとうたわれておりますが、設立目的は牛を繁殖させるということであろうけれども、運営及び廃業に至った経緯とは何かを伺います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 運営及び廃業に至った経緯ということでございますが、平成21年7月に貸し付けを実行いたしまして、平成23年8月に実質廃業状態となったわけですが、その後、平成24年2月にウエストファームより出されました陳情を受けまして、産業建設常任委員会のほうに執行部より陳情の採択を受けまして、指導班会議等の経過を経て再生支援チームを設置し、これ以上の公的資金を投入しないことなど、また、ソフトランディングしていきたい旨の報告をいたしてきております。

その後も、24年3月議会で産業建設常任委員会のほうで農業基金協会、公庫等の協議の経過を報告し、また、25年9月に産業建設常任委員会のほうにウエストファームに関する競売の件、また、貸付金の請求の件等について御説明をいたしてきたところでございます。

そういった中でのウエストファームの運営並びに廃業に至った経過ということでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 3番大野です。

町民の方から、いろいろどういふふうなことで廃業に至ったのかということで聞かれることがありますので、もう少しわかりやすく、今、説明されたのは、ほぼ経過報告に近いんじゃないかなと、私は聞きよって思うんですけども、ここにある廃業に至った経緯というか、当然、肥育していく中で、牛の低価格というのが原因であろうかと思うんですけども、そういったことでよろしいでしょうか。

○議 長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 廃業に至った経緯でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど説明させていただくということでよろしいでしょうか。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） ウエストファームが廃業に至った経緯というのは、ウエストファームの経営の問題でございますから、我々は貸し付け先の経営状況はチェックしているんですけども、その時点におきまして、まず、お金を貸した後、平成23年8月、ウエストファームは休業しています。もう自主的廃業。これはやはり経営上、ウエストファームも非常にお金を借りている状況で、繁殖農家から小牛を買って肥育して、それを出荷するには、今後やはり経営上無理であるという判断のもと、ウエストファームが廃業されたのではないかというふうに我々は推測しています。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8 番（石井龍文君） 8番石井です。

21年に補助金1,000万と貸付金4,000万、この返済計画等はあったと思うんですね。じゃないと、こんな高額を貸すわけないんで。それなのに、3年後にはもう廃業に近いというような、そんなざんないな計画で金を出したのかなという。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

この間、全員協議会で説明させていただいたと思いますけれども、平成21年5月27日、玖珠畜産振興基金運営協議会指導班会議で、ウエストファームの立て直し、存続のため、補助、貸付金を交付すべきだと決定しております。我々は、その決定にしたがって議会に提案し、承認いただいたということでございます。

そして、これは、やはりそのときに、ほかのところじゃなくてウエストファーム、玖珠町の小牛を買っていただいて、要するに繁殖農家の非常に下支えになって、それはまず経営していただけたということの判断のもと、指導班会議のもとで決定し、我々が議会に提案したという状況でございます。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 10番秦です。

債権につきましては、自治体が扱う債権、今回の貸付金は、滞納問題が発生した場合は、地方自治法第240条2項の規定に、首長、すなわち町長が、まず監督をし、その後に強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならないと、このように規定されているわけでございます。

この規定というのは、首長にとっては、初めその債権を管理する、職員にとっては非常に重要な規定であります。そして、また、債権の管理について定める、先ほどの地方自治法第240条、そしてまた、地方自治法の施行令第171条1項から7項までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されないと、このように規定が、大前提があるわけでございます。

そこで、お聞きしたいのは、今までずっとその経過について見てきますと、23年8月にはもう肥育牛375頭全頭を出荷している。そして、平成24年、次の年、1年後には、期限、利益を喪失、23日には長から催告書を発送しているということです、有限会社ウエストファーム、2名の方に。

このときに、考えますと、平成24年7月23日に催告書を発送していますが、この後、なぜ早目に裁判による法的手段のしなかつたのか。要するに、財産の差し押さえ等ができなかつたのか、そこら辺の経過を知りたいと思います。

○議長（河野博文君） 朝倉町長、もう自席から。

○町長（朝倉浩平君） いわゆる抵当権の、我々の順位が非常に低いということです。裁判所に申し立てても、我々が取得できる金額はないということです。督促状を定期的に出させていただき、債権回収につきましても、25年8月にウエストの牛舎を競売しております。だから、牛のほうは既にもう売ったというより、担保として取られて、債権の順位の高いところがとっています。

あと、債権回収につきまして、25年8月に牛舎が競売になっています。そのとき、玖珠町は、順位が低いため配当金はゼロでございます。我々、26年6月に、今度は土地の競売が行われています。そのときもやはり順位が低くて、我々、したにもかかわらず玖珠町の配当金はゼロという経過、それはあと、また督促状を26年4月、29年1月に再度督促状を発送してまして、我々としては債権回収すべく努力はやってきているという状況でございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利忠明です。

時効についてお尋ねいたします。

資料では、平成29年7月20日が消滅時効成立というふうにありますけれども、これは最初に返済の、24年7月20日、支払い期限の初回分割金が支払われなかつた、その日から起算して5年ということで、時効が消滅するというのが29年7月20日という、その間、催促、督促状も発送しておるわけでありま

すので、それは時効の消滅には関係ないということですか。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） 時効の始まりですが、初回の返済期日が24年7月20日ということになっております。契約条項の中に、支払い期日の翌日からという条項がございますので、21日からということになります。

以上です。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 規定はそうなっておるんでしょうけれども、途中で催促状とか督促状を送ったら、それは消滅の定義のあれにならないのかという点です。何もしなくて、そのまま放置しておって、5年たったら時効が消滅するというようなことは理解できるんですけども、その間に催促、督促とかしておいたら、それでもやっぱり5年たてば時効は成立するというのでしょうか。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（藤林民也君） ちょっと確認しまして、後でお答えさせていただきます。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

○9番（宿利忠明君） はい。

○議長（河野博文君） ほかに質疑ございませんか。

1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 1番中尾でございますが、先ほど町長が、裁判を行えば、時間の問題、多くの時間を費やすということを述べられましたが、裁判を行った場合、債権に対してどのような問題が生じるのか、それと、債権の時効が延長されるのか、そういうところをお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 先ほども申し上げたように、債権がほとんどもうないという状況でございます。回収は不可能だという状況と我々は判断しています。

そして、支払い催促すると、裁判所に異議申し立てになり、判決に基づき10年間は我々の権利を主張することができますけれども、実際、回収すべき債権がないということで、それにつくる10年間、支払い催促をして、裁判所に申し立てたとき、大したことないかもしれませんが、その裁判所の費用とか、時間的労力とか、長い時間がかかるかということです。もう回収するべき債権がないということで、今回の放棄のほうを提案させていただいたという状況でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 私は、大分県やいろんな自治体が、債権放棄とかいろんな裁判沙汰を起しているんですけども、裁判をして最終的に債権を放棄する、それが行政、公の団体として必要じゃないかと思っておりますけれども、そういう考えは全然ないのかお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 今回提案させていただきましたから、そういう予定は今はないということでございます。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

○1 番（中尾 拓君） はい。

○議 長（河野博文君） ほかにございませんか。

2番松本真由美君。

○2 番（松本真由美君） 2番松本です。

ウエストファームを立ち上げて、その後カウベルランドくすがオープンしているんですけども、事業報告書、収支決算書、損益計算書、貸借対照表等を毎年出されて、検討とかをずっとされて、議会のほうに報告があったんでしょうか。

もし、そういう時点で早目に気がついていれば、何か手はあったと思うんですよ。牛を375頭一気に売るにしても、経営が行き詰まったからといって売るんじゃなくて、頭数を減すとか、経営方針は結構あったと思います。普通の農家の方でしたら、どこも一緒ですけども、やっぱり生活があるので、それなりの努力はしていると思うんですけども、こういう団体はそういうのになにか頼り過ぎていて、もうちょっと管理をきちっとするべきではなかったかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 売るんじゃなく、担保として牛がとられたんです。売ったんじゃないんです。それはちょっと認識していただきたい。

そして、その間、玖珠畜産基金運営協議会とか指導班会議、県と農協と玖珠町等で経営をどうするかということをしていろいろやってきております。

その中において、もう経営が行き詰まったということが結果になったと。町として、やはりこの4,000万という基金を貸し付けする、1,000万の補助金を出す、それが町及び指導班会議、県と農協と、そういう会議を含めて、延命というか、やはり玖珠の畜産のために非常に頑張っていたいただいたウエストファームをどうしても残して、玖珠の畜産振興のために、また活躍、営業していただきたいということで我々はやってきた。

その中において、やはり経済の状況とかを含めて経営がきつくなった。その中において、先ほど申し上げましたように、担保として牛を債権者が持っていったという状況でございます。

○議 長（河野博文君） ほかにございませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、平成29年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について、議案集は別冊となっております。お出してください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から、11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

次に、12ページ、歳入、15款国庫支出金から17ページ、歳出、10款教育費最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番中尾 拓君。

○1番(中尾 拓君) 中尾でございます。

雑入でございますけれども、1,498万8,000円。戻入という、返戻金ということで書いていますけれども、どこから返戻をされましたかお伺いいたします。

○議長(河野博文君) 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長(瀧石裕一君) 質問にお答えいたします。

1,498万8,000円は、日本遺産の準備金ということで立てかえを行うものでございまして、国からの補助金が入ってくるのが3月末か4月ぐらいになる。その間の立てかえをするものでございまして、その分が国から協議会のほうに入りましたら、戻入ということでまた町のほうに返還するという仕組みになっております。

○議長(河野博文君) 1番中尾 拓君。

○1番(中尾 拓君) この返戻金というのは、戻入という意味で捉えていいんですよね。はい、わかりました。

○議長(河野博文君) ほかにございませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 次に、20ページ、玖珠町給与費明細書から28ページ、給与費明細書最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

それでは、平成29年度玖珠町一般会計補正予算書(第1号)全体を通して質疑はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第58号の質疑を終了します。

次に、議案第59号、平成29年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について。

議案集は別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長(藤林民也君) すみません、先ほどの宿利議員の御質問にお答えをいたします。

初回の催告書から5年で時効となります。その後の請求は、時効の中断とはならないようになっております。中断する方法といたしましては、5年以内に再催告を請求すれば、時効の日から6カ月間は時効が延長になるということでございます。

以上です。

○議長(河野博文君) よろしいですか。

次に、議案集にお戻りください。

12番藤本勝美君。

○12番(藤本勝美君) 今、説明では、5年たてばもう時効であるというのが、行政のいろんなところであります。これはこういうことから何からに当てよったら、そんなことでいいんですか。

先ほど中尾議員が言ったように、一応手続を踏んで、それなりの法的な根拠があって、こういう放棄をしなければならないということまでやっていかなければ、こんなずさんなやり方じゃ町民は納得しませんぞ。だから、やるべき手続を踏んでください。債権に対する価値観がないとか、もう取れるめどはないというようなことで終わるようなことでは、こちらの皆さん方の判断だけでやったんじゃ、これはもう到底町民は納得しないと、私はこう思います。

だから、やらなきゃいけないことをやってください。それで、それはできますか、できませんか。やる気はありませんか。

○議長(河野博文君) 朝倉町長。

○町長(朝倉浩平君) 先ほど提案したように、支払い催促の裁判所に申し立てはいたしません。それは、先ほどの中尾議員の3番目の質問にお答えさせていただきまして、我々はする予定はない。

とにかく、もう取れる回収はございません。取れるという、回収の見込みは非常にないということです。そういう状況の中には、先ほども申し上げました裁判費用、裁判的な時間、これは10年以上かかると思います。事務手続、裁判にかかる大きな時間、労力、そして、返済能力が正直言って非常に厳しいという判断をしておりますから、裁判をしても非常に厳しい。

これはいろいろケース・バイ・ケースあります。全てのものをこういうふうには裁判しないということはありません。畜産の今までの経過、貸し付けしたときの経過、そして、今後の債務者の状況とかを判断して、これは裁判するには、非常に労力の割に回収する質があり得ないということを判断しております。

○議 長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 裁判しても取れる可能性がないということで、それなら、全てそういうことができますか。そういうものじゃないと思うんです。だから、私は言っておるんです。

○議 長（河野博文君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） ケース・バイ・ケースとお答えさせていただいています。

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

それでは、議案集にお戻りください。

議案集4ページ、報告第1号、平成28年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

報告第1号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第56号から議案第59号、報告第1号）

○議 長（河野博文君） 日程第2、これより上程議案並びに請願、陳情の委員会付託を行います。お諮りします。

議案第56号から議案第59号の4議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号の4議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託することに決定いたしました。

次に、請願1件につきましては、会議規則第92条及び第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、総務文教民生常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件につきましては、付託表のとおり、総務文教民生常任委員会に審査の付託を行うことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす8日から12日までの5日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、13日は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす8日から12日までの5日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、13日は一般質問することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年6月7日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 中尾 拓

署名議員 繁田弘司